



平成26年12月期 第3四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)

平成26年11月14日

上場取引所 東

上場会社名 アライドアーキテクト株式会社
コード番号 6081 URL <http://www.aainc.co.jp/>

代表者 (役職名) 代表取締役社長

(氏名) 中村 壮秀

問合せ先責任者 (役職名) 取締役CFO

(氏名) 長井 宏和

TEL 03-6408-2791

四半期報告書提出予定日 平成26年11月14日

配当支払開始予定日 —

四半期決算補足説明資料作成の有無 : 有

四半期決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 平成26年12月期第3四半期の業績(平成26年1月1日～平成26年9月30日)

(1) 経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
26年12月期第3四半期	1,596	29.4	177	△21.5	178	△21.4	102	△25.4
25年12月期第3四半期	1,233	—	226	—	226	—	137	—

	1株当たり四半期純利益	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益
	円 銭	円 銭
26年12月期第3四半期	24.00	22.40
25年12月期第3四半期	37.64	—

(注)当社は、平成25年8月14日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。「1株当たり四半期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益」は、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(2) 財政状態

	総資産		純資産		自己資本比率	
	百万円	%	百万円	%		
26年12月期第3四半期	1,788		1,486		83.1	
25年12月期	1,723		1,369		79.5	

(参考)自己資本 26年12月期第3四半期 1,486百万円 25年12月期 1,369百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
25年12月期	—	0.00	—	0.00	0.00
26年12月期	—	0.00	—	—	—
26年12月期(予想)	—	—	—	—	—

(注)直前に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

平成26年12月期の配当予想額については、未定です。

3. 平成26年12月期の業績予想(平成26年1月1日～平成26年12月31日)

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	2,104	23.6	184	△43.3	184	△39.7	106	△45.2	24.73

(注)直前に公表されている業績予想からの修正の有無 : 有

業績予想の修正については、本日(平成26年11月14日)公表いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」をご覧ください。

※ 注記事項

(1) 四半期財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(3) 発行済株式数(普通株式)

- ① 期末発行済株式数(自己株式を含む)
- ② 期末自己株式数
- ③ 期中平均株式数(四半期累計)

26年12月期3Q	4,295,900 株	25年12月期	4,233,400 株
26年12月期3Q	— 株	25年12月期	— 株
26年12月期3Q	4,282,182 株	25年12月期3Q	3,662,437 株

※四半期レビュー手続の実施状況に関する表示

この四半期決算短信は、金融商品取引法に基づく四半期レビューの対象外であります。この四半期決算短信の開示時点において、金融商品取引法に基づく四半期財務諸表に対する四半期レビュー手続は終了しております。

※業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、添付資料P.2「1. 当四半期決算に関する定性的情報(3)業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	2
(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明	2
2. 四半期財務諸表	3
(1) 四半期貸借対照表	3
(2) 四半期損益計算書	4
第3四半期累計期間	4
(3) 四半期財務諸表に関する注記事項	5
(継続企業の前提に関する注記)	5
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	5
(セグメント情報等)	5
(重要な後発事象)	6

1. 当四半期決算に関する定性的情報

(1) 経営成績に関する説明

当第3四半期累計期間におけるわが国の経済は、企業収益が徐々に改善され、緩やかな景気回復の流れはあるものの、消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動等から、増税前の個人消費の回復には至っておらず、今後の増税も控えていることから今後の先行きは不透明な状況にあります。

そのような状況の下、スマートフォンや多機能端末等の普及により日常生活におけるインターネットの影響力が強まっており、さまざまなソーシャルメディアが利用される中、企業のマーケティング及び販売促進活動におけるソーシャルメディア活用の重要性が益々高まっております。

このような環境において、既存事業については、「モニブラFacebookサービス等」に引き続き注力し、改良、拡販による顧客企業及び会員ユーザーの獲得により、サービス拡大に努めてまいりました。また、当四半期会計期間に新サービス「BRANDCo (ブランコ)」の提供を開始いたしました。「BRANDCo」は企業がソーシャルメディアマーケティング等で得た大量データの活用を支援するサービスであり、これまで既存サービスで得た弊社の顧客企業、ユーザー及びデータ等の事業リソースを活用可能であるとともに、データ蓄積の手段として「モニブラ」の利用促進が期待できる、シナジー効果の高いサービスであると考えております。海外展開に関しては、アジア事業拠点としてのシンガポール子会社から新サービス「ReFUEL4」の提供を開始する等、近年成長が著しいアジア市場への本格進出を進めております。

以上の結果、当第3四半期累計期間において、売上高は1,596,535千円（前年同期比29.40%増）、営業利益は177,841千円（同21.47%減）、経常利益は178,053千円（同21.43%減）となり、四半期純利益は102,786千円（同25.45%減）となりました。

(2) 財政状態に関する説明

(資産)

当第3四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比べて64,899千円増加し、1,788,439千円となりました。これは主に、売上の増加に伴い、受取手形及び売掛金が80,582千円増加したことによるものであります。

(負債)

当第3四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べて52,027千円減少し、301,886千円となりました。これは主に、取引増加に伴い買掛金及び未払金が34,237千円増加した一方、法人税の支払により未払法人税等が94,679千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べて116,927千円増加し、1,486,552千円となりました。これは主に四半期純利益の計上に伴い利益剰余金の額が102,786千円増加したことによるものであります。

(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明

平成26年2月13日に公表いたしました平成26年12月期の通期の業績予想を修正いたしました。詳細につきましては、本日（平成26年11月14日）付けで別途開示しております「業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当第3四半期会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,351,866	1,219,159
受取手形及び売掛金	240,701	321,284
仕掛品	1,661	4,685
その他	47,203	52,599
貸倒引当金	△18,047	△23,233
流動資産合計	1,623,384	1,574,495
固定資産		
有形固定資産	26,104	26,083
無形固定資産	2,000	10,942
投資その他の資産		
投資有価証券	—	85,470
長期貸付金	5,700	—
その他	84,597	103,418
貸倒引当金	△18,247	△11,970
投資その他の資産合計	72,050	176,917
固定資産合計	100,155	213,944
資産合計	1,723,540	1,788,439
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,097	18,753
未払法人税等	116,779	22,100
ポイント引当金	2,131	5,029
その他	230,906	256,004
流動負債合計	353,914	301,886
純資産の部		
株主資本		
資本金	591,872	597,685
資本剰余金	563,872	569,685
利益剰余金	213,880	316,667
株主資本合計	1,369,625	1,484,037
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	—	2,515
評価・換算差額等合計	—	2,515
純資産合計	1,369,625	1,486,552
負債純資産合計	1,723,540	1,788,439

(2) 四半期損益計算書
(第3四半期累計期間)

(単位: 千円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)
売上高	1,233,805	1,596,535
売上原価	259,265	418,936
売上総利益	974,539	1,177,599
販売費及び一般管理費	748,089	999,757
営業利益	226,449	177,841
営業外収益		
受取利息	260	400
その他	17	21
営業外収益合計	277	422
営業外費用		
支払利息	22	43
株式交付費	85	166
営業外費用合計	108	210
経常利益	226,619	178,053
税引前四半期純利益	226,619	178,053
法人税、住民税及び事業税	106,710	84,649
法人税等調整額	△17,960	△9,382
法人税等合計	88,749	75,266
四半期純利益	137,869	102,786

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)

当社は、ソーシャルメディアマーケティング支援を主な事業とする単一セグメントであるため、記載を省略しております。

II 当第3四半期累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)

当社は、ソーシャルメディアマーケティング支援を主な事業とする単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

平成26年9月17日開催の取締役会において、当社取締役、従業員及び外部協力者に対し、中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として新株予約権を発行することを決議し、平成26年10月21日に割当及び払込みが完了しております。

第9回新株予約権

決議年月日	平成26年9月17日
新株予約権の数(個)	1,860 (注) 1
付与対象者の区分及びその人数並びに新株予約権の数	取締役4名 400個 使用人41名 1,400個 社外協力者2名 60個
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	186,000 (注) 2
新株予約権の発行総額(円)	186,000
新株予約権の行使時の払込み金額(円)	1,682 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 平成26年10月22日 至 平成33年10月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,682 資本組入額 841 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1. 本新株予約権1個あたりの発行価額は、100円とする。

2. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,682円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、平成27年12月期から平成31年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される営業利益が10億円を超過した場合に、業績判定水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌日以降、行使期間の末日まで行使することができる。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）3に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）4に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記（注）5に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記新株予約権の内容に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。